様式第２号（第１０条関係）

会議記録

附属機関の名称	熊谷市環境審議会
開催日時	令和 4 年 11 月 21 日（月）午後 3 時 30 分～午後５時
開催場所	江南行政センター　３階大会議室
出席者	【委員　計 15 名】 髙村弘毅委員（会長）、鈴木パーカー明日香委員（副会長）、 新井千明委員、福田勝美委員、田中正委員、鳴井達夫委員、 依田英世委員、出井哲司委員、八木伸一委員、後藤素彦委員、 青木登喜代委員、髙橋孝子委員、植野智恵子委員、小山省吾委員、 安野三夫委員 【事務局　計９名】 環境部　髙橋部長 環境政策課　本堂課長、君島副課長、高橋公害係長 環境推進課　萩野課長 第一水光園　遠藤所長 環境美化センター　大橋所長
傍聴人	なし
問い合わせ先（所管課）	環境部環境政策課（江南庁舎２階） ℡　048-536-1547（内線 203）
内容	【議題】 １　会長の選出について ２　副会長の選出について ３　熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の策定について（諮問） ４　熊谷市環境白書（令和４年度版）（案）について ５　その他 【内容】 １　会長の選出について 髙村弘毅委員を選任 ２　副会長の選出について 鈴木パーカー明日香委員を選任 ３　熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例の策定について市長から審議会へ諮問。 各委員からの意見。 ・施行規則第 12 条（4）自然環境の保全ところ「代償」の記

	載を。代償する措置が必要。 ・太陽光の廃棄、廃棄費用積み立てガイドラインだけではなく、実際にどのように廃棄するのか明文化し、指導を。 ・将来の廃棄物問題を見据え、廃棄業者の育成を。 ・事業者と住民が協定出来ることを明確に。 ・業者が倒産して太陽光廃棄処理に影響がないよう検討を。 ・施行規則、災害の防止のカで「別途協議のうえ…」記載は例外規定を盛り込むことになる。例外があるとそれに流されやすくなる。運用は慎重に。 同日、答申書（案）を審議会に提出。 意見なし。審議のうえ原案どおり答申することとした。 4　熊谷市環境白書（令和４年度版）（案）について 各委員からの意見 ・生態系調査の必要性の認識を要望。 意見を事務局で修正し、令和４年１２月公表することとした。 6　その他 なし。